

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東洋町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 東洋町全域

(1) 現況

本地域の生見地区では、丘陵地を利用した56haの果樹園があり、気象条件に適したポンカン、小夏（日向夏）の特産果樹に加え、はるみ、はるか、不知火、土佐文旦等様々な品種が栽培されており、柑橘類が本町の基幹作物となっているが、段畑での農作業は生産性が低く多大な労力を要しており、農業従事者の高齢化とともに、後継者育成の問題にも影響している。また、野根地区では、野根川流域の平坦部約126haのほとんどが水稲だけの一毛作田として利用されているが、高齢化や担い手不足が深刻な問題となっており、担い手への農地の集積を進めていくことが必要となっている。このことから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	東洋町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。